

## 船橋市学校・警察連絡委員会会則

第1条 本会は、「船橋市学校・警察連絡委員会」と称する。

第2条 本会は、船橋市内の小学校・中学校・特別支援学校・高等学校の校長、中学校生徒指導主事及び所轄警察署・教育委員会の関係者を持って組織する。

第3条 本会の事務局は教育委員会指導課内に置く。

第4条 本会は、生徒指導に関する事項について、学校と警察が緊密な連絡をとり、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学校と警察との連携
- 2 交通安全思想の普及と指導
- 3 事故防止とその対策
- 4 関係機関との連携
- 5 会員相互による研修
- 6 その他、委員長が必要と認める事項

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 5名

第7条 本会の役員は次によるものとする。

- 1 委員長は教育委員会教育長とする。
- 2 副委員長は、次の者とする。
  - ・船橋警察署長
  - ・船橋東警察署長
  - ・小学校長会会長
  - ・中学校長会会長
  - ・高等学校長会代表

第8条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、現職の在任期間とする。

第9条 会議及び役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 委員長は、必要に応じて本委員会を招集して本会を代表し会務を掌理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

附 則 この会則は、平成13年2月26日から施行する。

附 則 この会則は、平成19年4月1日から施行する。